

特記仕様書

(明石市民会館1階南側トイレ・会議室等修繕業務)

1 修繕概要

修繕名称 明石市民会館1階南側トイレ・会議室等修繕業務
場 所 明石市中崎1丁目3番1号
期 間 契約の翌日から、2022年（令和4年）2月28日まで
概 要 明石市民会館のトイレ、会議室等の改修

2 支払条件

完成後、一括支払い

3 特記事項

- (1) 受注者は、修繕にあたって、要求性能を確保できるよう施工方法・内容を十分確認し、また、施設の行事や安全対策等に十分配慮の上、施工を行うこと。
- (2) 修繕担当技術者は、修繕期間中、できる限り変更しないこと。
- (3) 万一、事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し、本市担当係員に報告すること。
- (4) 修繕着手前に敷地内外（敷地内の既存建物、近接建物、道路等の構造物など）の写真撮影を行い、修繕完成時に現状復旧が行われているか確認すること。
- (5) 修繕期間中は、資機材の搬入・搬出時等において、必要に応じて交通誘導員を配置して、通行人の安全を確保すること。
- (6) 作業工程、仮設計画等の作成及び修繕作業にあたっては、関係部局と十分に事前打ち合わせを行い、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。
- (7) その他本業務に当たり受注者の行うべき消防等関係官公庁及びその他の関係機関への届け出等を行うこと。
- (8) 原則として、月曜日は作業を行わないこと。
- (9) 敷地内は、全面禁煙とする。
- (10) 本修繕を施工するにあたって、必要な用水・電力は施設より支給するものとする。

4 業務内容

- (1) 修繕範囲
別添図面による
- (2) 修繕内容
 - ① 1F男子トイレ
 - ・ 天井、壁、床、建具等の改修
 - ・ 衛生器具及び給排水配管類の更新
 - ・ 電気設備改修（既設器具脱着等）
 - ② 1F女子トイレ
 - ・ 天井、壁、床、建具等の改修
 - ・ 衛生器具及び給排水配管類の更新

- ・ 電気設備改修（既設器具脱着等）
 - ③ 会議室3
 - ・ 天井、壁、床、カーテン、建具等の改修
 - ・ 電気設備改修（既設器具脱着、照明器具更新等）
 - ④ 会議室4
 - ・ 天井、壁、床、カーテン、建具等の改修
 - ・ 電気設備改修（既設器具脱着、照明器具更新等）
 - ⑤ 厨房出入口
 - ・ 既設アコーディオンカーテンをスチール間仕切りへ変更
 - ⑥ 廊下
 - ・ 天井、壁、床、階段、室名札等の改修
 - ・ 電気設備改修（既設器具脱着、通路誘導灯等）
- (3) 現場作業

現場作業については、次の期間に行うこと。

作業可能期間：令和4年1月11日(火)～2月11日(金・祝)

作業可能日：原則、月曜日以外

作業可能時間：原則、9:00～20:00

※ただし、実際の作業日時、内容等については明石市民会館と協議のうえ決定すること。